

九州地域11国立大学法人間の大規模災害等発生時の連携・協力に関する協定書

九州地域の11国立大学法人（福岡教育大学，九州大学，九州工業大学，佐賀大学，長崎大学，熊本大学，大分大学，宮崎大学，鹿児島大学，鹿屋体育大学及び琉球大学。以下「11大学」という。）は，九州地域で大規模災害等が発生した場合に，互いに連携・協力を行うことに合意し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は，九州地域で大規模災害等が発生し，又は発生するおそれがあるとき，11大学が相互に連携・協力することにより，被災地域の大学における迅速かつ円滑な救援・復旧活動を推進するとともに，地域社会の復旧・復興に寄与することを目的とする。

（大規模災害等の種別）

第2条 大規模災害等とは，次に掲げるものをいう。

- (1) 地震，風水害等の大規模な自然災害
- (2) 新型インフルエンザ等の重大な感染症のまん延
- (3) その他多数の傷病者の発生を伴う事故又は災害

（連携・協力事項）

第3条 第1条の目的を達成するため，次の事項について連携・協力を行う。

- (1) 救援・復旧活動に必要な役務及び物資の提供
- (2) 防災・減災のための取組みに関する情報交換
- (3) その他第1条の目的達成のために必要と認める事項

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は，協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし，有効期間満了の1か月前までに，11大学から改廃の申し入れがないときは，1年間更新するものとし，その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定書に定めるもののほか，連携・協力の細目その他の事項については，別に協議して定める。

2 本協定に関して協議が必要な事項が生じた場合は，その都度協議を行う。

この協定の締結の証として，協定書11通を作成し，各大学長が署名の上，各自1通を保有する。

平成23年6月22日

国立大学法人福岡教育大学長

国立大学法人九州大学長

国立大学法人九州工業大学長

国立大学法人佐賀大学長

国立大学法人長崎大学長

国立大学法人熊本大学長

国立大学法人大分大学長

国立大学法人宮崎大学長

国立大学法人鹿児島大学長

国立大学法人鹿屋体育大学長

国立大学法人琉球大学長